

入札説明書

(長崎県総合水産試験場酸素発生装置賃貸借契約)

長崎県総合水産試験場管理部総務課

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名
8 総水第 2 号
長崎県総合水産試験場酸素発生装置賃貸借契約
- (2) 賃借期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- (3) 機器の設置場所
長崎県総合水産試験場 種苗量産技術開発センター（長崎市多良町 1551 番地 4 地内）
- (4) 賃貸等内容
別添「要求仕様概要」のとおり

2 入札参加資格及び参加条件

(1) 入札参加資格

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。

令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成 17 年長崎県告示第 474 号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争参加資格を令和 8 年 4 月 1 日現在で有している者であること。

この公告の日から 10 の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

この公告の日から 3 の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和 8 年 3 月 24 日（火）13 時 30 分
(2) 場所 長崎県総合水産試験場 本館棟 1 階研修室

【注意事項】

入札及び開札当日が悪天候（暴風雨等）等の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に 7 の部局に確認すること。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100/110 に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載すること。

入札金額（首標金額）は、訂正することができない。

入札書の提出後は、書き換え、撤回することができない。

代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

代理人が入札する場合は、委任状に押印した印鑑と同一のものを使用すること。

入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、入札物件名を記入して提出すること。

入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。

誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

入札書の宛名は、長崎県総合水産試験場長 森川 晃 とすること。

入札書及び委任状に押印する代表者印は届出済の印鑑を使用すること。

(2) 入札の方法

電送及び郵送による入札は認めない。

入札回数は、3 回を限度とする。

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

(3) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の から により無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

入札者が法令の規定に違反したとき。

入札者が連合して入札したとき。

入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

入札者が他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。

指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。

入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

入札書の首標金額が訂正されているとき。

その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(4) 落札者の決定方法

長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）第 97 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制

限価格は設定しない。

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札執行事務に係のない職員にくじを引かせるものとする。

【注意事項】

開札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度、再々度の入札を行います。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

6 契約書の作成等

(1) 契約書の作成を要する。

(2) その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めによる。

7 当該契約事務に関する担当部局

長崎県総合水産試験場管理部総務課

〒851-2213 長崎県長崎市多良木町1551番地4

電話 095-850-6293 FAX 095-850-6324